

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
<p>商工労働部 雇用推進室</p>	<p>普通財産の貸付について、公有財産台帳に登載されていなかった。 施設名：雇用促進住宅大阪田中住宅</p> <table border="1" data-bbox="519 558 1475 701"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>貸付数量</th> <th>目的</th> <th>貸付料</th> <th>貸付期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>7.00㎡</td> <td>仮設足場設置</td> <td>1,540円</td> <td>令和3年10月28日から 同年11月6日まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間	土地	7.00㎡	仮設足場設置	1,540円	令和3年10月28日から 同年11月6日まで	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載された い。 また、所属のチェック体制を強化する等、大阪府公有財産 台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産規則】 (貸付状況の確認) 第39条 部局長等は、その所管する普通財産の貸付けの内 容について、知事が別に定めるところにより公有財産台 帳に登載し、毎年一回、その貸付けに係る普通財産の使 用の状況を実地について調査し、確認しなければならない い。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行っ たときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承 認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動が あったときは、システムを用いて異動登録を行うものと する。</p>	<p>是正を求める事項につい て、公有財産台帳に登録を行 った。 今後は、貸付の事務処理を 担当した職員以外の職員が、 府有財産賃貸借契約の締結時 に公有財産台帳への登録確認 を行うことにより、チェック 体制を強化し、大阪府公有財 産台帳等処理要領に基づき、 適正な事務処理を行う。</p>
種別	貸付数量	目的	貸付料	貸付期間									
土地	7.00㎡	仮設足場設置	1,540円	令和3年10月28日から 同年11月6日まで									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年6月13日から同年8月25日まで）